

## 宇都宮市職員ポータル広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、宇都宮市が運営する職員ポータル（以下「職員ポータル」という。）に広告を掲載するにあたり、その広告表現について、宇都宮市職員ポータル広告掲載取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているように見えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(画像の規格)

第3条 画像の規格は次のとおりとする。

- (1) 画像サイズは、縦100ピクセル、横350ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、JPEGとする。
- (3) QRコードは不可とする。

2 前項と異なる規格については別途定める。

(職員ポータルとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが職員ポータルのコンテンツの一部であるかのよう  
に混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 職員ポータルと類似の色調及び字体を使用するもの。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成24年6月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成24年7月4日から施行する。